

平成 29 年 12 月 8 日

平成29年第 2 回登米市議会定例会
12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	すずき こう 鈴 木 香
住所	登米市迫町
職業	無職

諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	はやし ちゅう いち 林 忠 市
住所	登米市米山町
職業	無職

諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
---------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	ただ の のぶ こ 只 野 信 子
住 所	登米市中田町
職 業	無 職

報告第 26 号	専決処分の報告について
----------	-------------

本件は、過失による物損事故等に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 76 号	平成29年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 77 号	平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 78 号	平成29年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 79 号	平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 80 号	平成29年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 81 号	平成29年度登米市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 82 号	平成29年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）

本案は、議案第 76 号平成 29 年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）から議案第 82 号平成 29 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,342 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 484 億 5,824 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、道路新設改良事業 1 億 3,598 万円などを減額する一方、住まいサポート事業 1,500 万円、地域型保育給付事業 4,056 万円、台風 21 号で被災した公共施設等に係る災害復旧事業 2,307 万円などを増額して計上しております。

歳入では、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金 860 万円、市債 5,130 万円を減額する一方、地域型保育給付費負担金などの県支出金 2,599 万円に加え、繰越金 8,086 万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 13 件、地方債補正として追加 2 件、変更 3 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で一般被保険者療養費など 792 万円の増額と債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費など 905 万円の増額を、下水道事業特別会計では下水道施設整備事業など 4,870 万円の減額と地方債補正として変更 2 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で債務負担行為 1 件を、病院事業会計で医療費用 1,984 万円の増額と債務負担行為補正として追加 5 件を、老人保健施設事業会計では債務負担行為補正として追加 2 件を計上しております。

議案第 83 号	登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例を廃止する条例について
----------	-----------------------------------

本案は、東和大沢・吉田コミュニティセンターを主として利用している関係自治会に対して無償譲渡を推進するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 84 号	登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に新たに措置された農地利用最適化交付金を反映した報酬とするため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 9 ページ）

議案第85号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、一般集積所分の可燃ごみ処分手数料を引下げ、市民負担の軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 11 ページ）

議案第86号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の実を推進する目的で上杉恭弘氏及び医療法人恭謹会からの篤志寄附により上杉文庫基金を新たに設けるため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 13 ページ）

議案第87号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
--------	--

本案は、登米市立豊里老人保健施設の通所サービス事業の利用定員数の拡充を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表14ページ）

議案第88号	登米市消防団条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、近年の社会環境等の変化に伴い消防団員の定数及び費用弁償の見直しを行い消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。また、本条例の一部を改正することに伴い、併せて、登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を改正するものであります。（新旧対照表 15 ページ）

議案第89号	指定管理者の指定について（登米市登米公民館）
議案第90号	指定管理者の指定について（登米市豊里公民館、豊里多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館）
議案第91号	指定管理者の指定について（登米市石越公民館）
議案第92号	指定管理者の指定について（登米市津山公民館及び津山陶芸館）

議案第93号	指定管理者の指定について（登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び迫野鳥観察館）
議案第94号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））
議案第95号	指定管理者の指定について（登米市迫B&G海洋センター、登米市中田B&G海洋センター及び登米市米山B&G海洋センター）

本案は、議案第89号指定管理者の指定について（登米市登米公民館）から議案第95号指定管理者の指定について（登米市迫B&G海洋センター、登米市中田B&G海洋センター及び登米市米山B&G海洋センター）まで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定に基づき、各施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号	指定管理者の再指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）
--------	---

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づき指定した指定管理者が法人化したことにより、設立された法人を指定管理者として再度指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第97号	業務委託契約の締結について
--------	---------------

本案は、緊急告知ラジオ等整備事業業務委託の業務委託契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号	工事請負契約の締結について
--------	---------------

本案は、（仮称）新登米懐古館新築工事（建築）の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、(仮称)新クリーンセンター用地造成工事の工事請負契約を変更するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

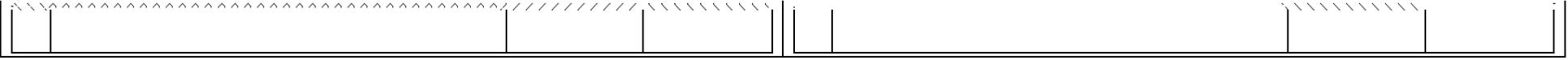
登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案						現 行					
第1条・第2条 (略) (報酬の支給方法)						第1条・第2条 (略) (報酬の支給方法)					
第3条 (略)						第3条 (略)					
2～5 (略)						2～5 (略)					
6 年額の報酬の計算期間は、年の4月から9月まで及び10月から翌年の3月までとし、1計算期間につき報酬年額の半額をそれぞれ9月及び3月に支給する。 <u>ただし、別表農業委員会の項に掲げる特別職の職員に係る年額の報酬の計算期間は、年の4月から翌年の3月までとし、報酬年額の全額を3月に支給する。</u>						6 年額の報酬の計算期間は、年の4月から9月まで及び10月から翌年の3月までとし、1計算期間につき報酬年額の半額をそれぞれ9月及び3月に支給する。 _____					
第4条 (略)						第4条 (略)					
別表 (第2条、第4条関係)						別表 (第2条、第4条関係)					
名称		報酬		旅費	費用弁償	名称		報酬		旅費	費用弁償
		区分	金額					区分	金額		
農業委員会	会長	月額	基本額 106,900円	市長等旅費適用	2,000円	農業委員会	会長	月額	106,900円	市長等旅費適用	2,000円
		年額	実績額 557,400円以内								

会長職務代理者	月額	基本額 54,600円	市長等旅費適用	2,000円	会長職務代理者	月額	54,600円	市長等旅費適用	2,000円
	年額	実績額 557,400円以内				年額			
委員	月額	基本額 46,000円	市長等旅費適用	2,000円	委員	月額	46,000円	市長等旅費適用	2,000円
	年額	実績額 557,400円以内				年額			
農地利用最適化推進委員	月額	基本額 46,000円	市長等旅費適用	2,000円	農地利用最適化推進委員	月額	46,000円	市長等旅費適用	2,000円
	年額	実績額 557,400円以内				年額			

登米市手数料条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第9条 (略)			第1条～第9条 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
区分	手数料の額 (1件につき)	摘要	区分	手数料の額 (1件につき)	摘要
(略)			(略)		
ごみ処分手数料 (一般集積所分)			ごみ処分手数料 (一般集積所分)		
可燃ごみ	30円	1袋 (40 リットル)	可燃ごみ	50円	1袋 (40 リットル)
不燃ごみ	50円	につき1 件とする。	不燃ごみ	50円	につき1 件とする。
埋立ごみ	50円		埋立ごみ	50円	
可燃ごみ	20円	1袋 (20 リットル) につき1 件とする。	可燃ごみ	35円	1袋 (15 リットル) につき1 件とする。
(略)			(略)		



登米市基金条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)			第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(22) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額	(22) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額
(23) 上杉文庫基金	<u>上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の充実を図る。</u>	市長が定める額			
2・3 (略)			2・3 (略)		
第4条～第9条 (略)			第4条～第9条 (略)		

議案第87号関係

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条 (略) (病院事業等の設置)				第1条 (略) (病院事業等の設置)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 老人保健施設の名称、位置及び利用定員数は、次のとおりとする。				3 老人保健施設の名称、位置及び利用定員数は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
登米市立豊里老人保健施設		登米市豊里町土手下104番地1		登米市立豊里老人保健施設		登米市豊里町土手下104番地1	
		入所	75人			入所	75人
		通所	30人			通所	25人
第3条～第10条 (略)				第3条～第10条 (略)			

登米市消防団条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																				
<p>第1条・第2条 (略) (定員)</p> <p>第3条 団員の定数は、<u>1,700人</u>とする。</p> <p>第4条～第9条 (略) (定年)</p> <p>第10条 団員の定年は、65歳とする。ただし、団長、副団長、<u>支団長、副支団長、分団長、副分団長及び班長の職</u> _____にある者については、70歳とする。</p> <p>別表 (第14条関係)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (定員)</p> <p>第3条 団員の定数は、<u>2,053人</u>とする。</p> <p>第4条～第9条 (略) (定年)</p> <p>第10条 団員の定年は、65歳とする。ただし、団長、副団長 _____、分団長、副分団長、部長、班長及び副班長の階級にある者については、70歳とする。</p> <p>別表 (第14条関係)</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防出動</td> <td>1回につき <u>3,700円</u></td> </tr> <tr> <td>火災出動</td> <td>1回につき <u>3,700円</u></td> </tr> <tr> <td>警戒出動</td> <td>1回につき <u>3,700円</u></td> </tr> <tr> <td>訓練出動</td> <td>1回につき 3,700円</td> </tr> <tr> <td>その他出動</td> <td>1回につき 3,200円</td> </tr> <tr> <td>特別訓練</td> <td>1回につき 8,000円</td> </tr> <tr> <td>会議</td> <td>1回につき 1,800円</td> </tr> <tr> <td>整備点検手当</td> <td>1回につき 1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	水防出動	1回につき <u>3,700円</u>	火災出動	1回につき <u>3,700円</u>	警戒出動	1回につき <u>3,700円</u>	訓練出動	1回につき 3,700円	その他出動	1回につき 3,200円	特別訓練	1回につき 8,000円	会議	1回につき 1,800円	整備点検手当	1回につき 1,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防出動</td> <td>1回につき <u>3,200円</u></td> </tr> <tr> <td>火災出動</td> <td>1回につき <u>3,200円</u></td> </tr> <tr> <td>警戒出動</td> <td>1回につき <u>3,200円</u></td> </tr> <tr> <td>訓練出動</td> <td>1回につき 3,700円</td> </tr> <tr> <td>その他出動</td> <td>1回につき 3,200円</td> </tr> <tr> <td>特別訓練</td> <td>1回につき 8,000円</td> </tr> <tr> <td>会議</td> <td>1回につき 1,800円</td> </tr> <tr> <td>機関員・機械整備手当</td> <td>年 <u>76,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	水防出動	1回につき <u>3,200円</u>	火災出動	1回につき <u>3,200円</u>	警戒出動	1回につき <u>3,200円</u>	訓練出動	1回につき 3,700円	その他出動	1回につき 3,200円	特別訓練	1回につき 8,000円	会議	1回につき 1,800円	機関員・機械整備手当	年 <u>76,800円</u>
区分	金額																																				
水防出動	1回につき <u>3,700円</u>																																				
火災出動	1回につき <u>3,700円</u>																																				
警戒出動	1回につき <u>3,700円</u>																																				
訓練出動	1回につき 3,700円																																				
その他出動	1回につき 3,200円																																				
特別訓練	1回につき 8,000円																																				
会議	1回につき 1,800円																																				
整備点検手当	1回につき 1,500円																																				
区分	金額																																				
水防出動	1回につき <u>3,200円</u>																																				
火災出動	1回につき <u>3,200円</u>																																				
警戒出動	1回につき <u>3,200円</u>																																				
訓練出動	1回につき 3,700円																																				
その他出動	1回につき 3,200円																																				
特別訓練	1回につき 8,000円																																				
会議	1回につき 1,800円																																				
機関員・機械整備手当	年 <u>76,800円</u>																																				

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案					現行						
第1条～第4条 (略)					第1条～第4条 (略)						
別表 (第2条、第4条関係)					別表 (第2条、第4条関係)						
名称	報酬		旅費	費用弁償	名称	報酬		旅費	費用弁償		
	区分	金額				区分	金額				
(略)					(略)						
消防団員	団長	年額	164,200円	職員旅費 適用	1,800円	消防団員	団長	年額	164,200円	職員旅費 適用	1,800円
	副団長	年額	140,000円	職員旅費 適用	1,800円		支団長	年額	136,000円	職員旅費 適用	1,800円
	支団長	年額	136,000円	職員旅費 適用	1,800円		副支団長	年額	107,800円	職員旅費 適用	1,800円
	副支団長	年額	107,800円	職員旅費 適用	1,800円		本部長	年額	81,200円	職員旅費 適用	1,800円
							消防部長	年額	75,700円	職員旅費 適用	1,800円
					水防部長	年額	75,700円	職員旅費 適用	1,800円		
					副本部長	年額	75,700円	職員旅費 適用	1,800円		

分団長	年額	75,700円	職員旅費 適用	1,800 円
副分団 長	年額	53,800円	職員旅費 適用	1,800 円
班長	年額	44,900円	職員旅費 適用	1,800 円
団員	年額	28,000円	職員旅費 適用	1,800 円
(略)				

副消防 部長	年額	75,700円	職員旅費 適用	1,800 円
副水防 部長	年額	75,700円	職員旅費 適用	1,800 円
分団長	年額	75,700円	職員旅費 適用	1,800 円
副分団 長	年額	53,800円	職員旅費 適用	1,800 円
部長	年額	50,200円	職員旅費 適用	1,800 円
班長	年額	44,900円	職員旅費 適用	1,800 円
副班長	年額	35,100円	職員旅費 適用	1,800 円
団員	年額	26,000円	職員旅費 適用	1,800 円
(略)				